

改正後	改正前
<p>十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(4)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者</p> <p>(略)</p>	<p>十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(3)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者</p> <p>(略)</p>
<p>十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食</p> <p>(略)</p>	<p>十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食</p> <p>(略)</p>
<p>十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p>	<p>十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p>
<p>三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(3)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p>	<p>三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)及び(2)の注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p>
<p>三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス</p>	<p>三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス</p>

のイ(10)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

のイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)